

写

(別添3)

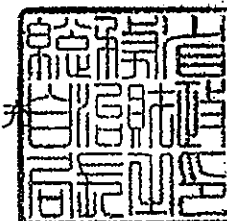
府子本第 399 号  
総財務第 99 号  
28 文科高第 275 号  
雇児発 0610 第 2 号  
平成 28 年 6 月 10 日

各都道府県知事  
各指定都市長  
各都道府県教育委員会 殿  
各指定都市教育委員会  
各公立大学長

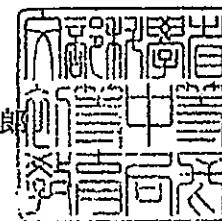
内閣府子ども・子育て本部統括官  
武川 光 夫



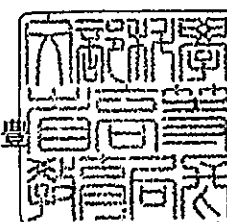
総務省自治財政局長  
安 田 升



文部科学省初等中等教育局長  
小松 親 次 郎



文部科学省高等教育局長  
常 盤 豊



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
香 取 照 幸



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律による公立大学法人制度関係法律  
の改正について（通知）

このたび、第190回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）」（以下「第6次一括法」という。）が成立し、平成28年5月20日に公布されました。

これは、平成27年12月22日に閣議決定された「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲等、所要の措置を講ずるものです。

第6次一括法により、公立大学法人制度関係では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）等が改正されました（別添）。

第6次一括法による公立大学法人制度関係法律の改正及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、第6次一括法の施行に伴う関係政令、府省令等の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第一 改正の概要

今回の改正は、公立大学法人による大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対する出資、大学附属の学校（大学と同一の設置者であるものをいう。以下同じ。）の設置、公立大学法人を設立する地方公共団体（以下「設立団体」という。）以外の者からの長期借入金等を可能とすることを主な内容とするものです。

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第6次一括法第2条関係）

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等（第3条関係）

幼稚園を設置する公立大学法人が、その設置する施設について、都道府県知事から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けるに当たっては、国及び市町村が設置する施設と同様に、当該都道府県の条例で定める要件等に関する適合審査は不要としたこと。

## (2) 幼保連携型認定こども園の設置等

### ① 幼保連携型認定こども園の設置者（第12条関係）

公立大学法人は、幼保連携型認定こども園を設置することができることとしたこと。

なお、その取扱いについては以下②～⑥の通り、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人については都道府県と、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人については指定都市等と、市町村（指定都市等を除く。）が単独で又は他の市町村（指定都市等を除く。）と共同して設立する公立大学法人については市町村（指定都市等を除く。）と同様としたこと。

### ② 設備及び運営の基準（第13条関係）

指定都市等の区域内に所在する、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準は、都道府県が条例で定める基準としたこと。

### ③ 設置等の届出（第16条関係）

市町村（指定都市等を除く。）が単独で又は他の市町村（指定都市等を除く。）と共同して設立する公立大学法人は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき等は、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと。

### ④ 都道府県知事への情報の提供（第18条関係）

指定都市等の長は、当該指定都市等が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、施設の名称及び所在地等を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこととしたこと。

### ⑤ 報告の徴収等（第19条関係）

都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定都市等の区域内に所在する、都道府県が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園に対する報告の徴収等を行うことができることとしたこと。

### ⑥ 幼保連携型認定こども園の園長を定めた場合の届出（第26条関係）

公立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園については、園長を定めた場合における都道府県知事等への届出を不要としたこと。

## 2 地方独立行政法人法の一部改正（第6次一括法第4条関係）

### (1) 業務の範囲（第21条、第77条の3、第79条の2関係）

地方独立行政法人の業務に、大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し出資を行うことを加えたこと。

また、公立大学法人は、その業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないこと等としたこと。

## (2) 大学附属の学校（第73条、第77条の2関係）

公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができることとしたこと。

また、設立団体の長は、公立大学法人が設置する学校に係る事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとしたこと。

加えて、公立大学法人が設置する大学のうち、学長を別に任命するものにおいては、理事長が当該大学に附属して設置される学校の校長又は園長及び教員を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとしたこと。

## (3) 長期借入金及び債券発行の特例等（第79条の3、第79条の4関係）

公立大学法人は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券を発行することができることとしたこと。

また、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならないこととしたこと。

## 3 学校教育法の一部改正（第6次一括法第5条関係）

### (1) 設置廃止等の認可等（第4条、第4条の2、第130条及び第131条関係）

#### ① 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第4条関係）

市（指定都市を除く。）町村が単独で又は他の市（指定都市を除く）町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置廃止等を行おうとするときは、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならないこととしたこと。

また、指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととしたこと。

② 幼稚園（第4条の2関係）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととしたこと。

③ 専修学校（第130条及び第131条関係）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する専修学校の設置廃止等を行おうとするときは、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならないこととしたこと。

また、市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則の変更等を行おうとするときは、都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととしたこと。

(2) 閉鎖命令、変更命令（第13条、第14条及び第133条関係）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のほか、その設置する幼稚園及び専修学校についても、法令の規定に故意に違反したとき等は、都道府県の教育委員会は、当該学校の閉鎖を命ずることができることとしたこと。

また、市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び専修学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定等に違反したときは、都道府県の教育委員会は、その変更を命ずることができることとしたこと。

(3) 高等学校の広域の通信制の課程（第54条関係）

市（指定都市を除く。）町村が単独で又は他の市（指定都市を除く。）町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校については、都道府県の教育委員会は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするもの等（以下「広域の通信制の課程」という。）に係る設置廃止等の認可を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならないこととしたこと。

また、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人若しくは指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、設置廃止等を行うときも、同様とすることとしたこと。

(4) 公立大学法人による大学及び高等専門学校以外の学校の設置（附則第5条関係）

附則第5条を削除し、公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校も設置することができることとしたこと。

#### 4 施行期日等

- (1) 第6次一括法における公立大学法人制度に関する規定は、附則第2条の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしたこと。(第6次一括法附則第1条関係)
- (2) 地方公共団体は、第6次一括法の施行日前においても、その議会の議決を経て、出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができることとしたこと。(第6次一括法附則第2条第1項関係)  
また、公立大学法人が設置する大学附属の学校の設置のため必要な手続その他の行為は、第6次一括法の施行日前においても行うことができることとしたこと。(第6次一括法附則第2条第2項関係)
- (3) その他関係する法律について所要の規定の整備を行ったこと(第6次一括法附則第11条等関係)

#### 第二 留意事項

- (1) 地方独立行政法人法第21条第2号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進等に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第2条第1項の特定大学技術移転事業を想定していること。
- (2) 平成27年4月施行の新たな地方教育行政の制度においては、大学は地方公共団体の長が、地方公共団体が設置する大学以外の学校は教育委員会が、それぞれ執行機関として引き続き所管するとともに、総合教育会議の開催等を通じて両者が一層連携して教育行政に当たることとされた。  
これを踏まえ、教育委員会は、地方公共団体が設置する大学附属の学校に係る事務を、地方公共団体の長は、公立大学法人が設置する大学附属の学校に係る事務をそれぞれ適切に執行する必要があること。
- (3) 地方公共団体が設置する学校であって、従前から公立大学法人が設置する大学の「附属」の学校の名称を用いているものについては、地方独立行政法人法第77条の2第1項に規定する「大学附属の学校」ではないことを明示した上で、第6次一括法施行後も、引き続き、当該名称を用いることは差し支えないこと。
- (4) 公立大学法人が設置する大学附属の学校は、例えば、その性質に鑑み、実験的・先導的な学校教育の実施、教育実習の実施、大学・学部における教育などを通じ

て、地方独立行政法人法第 77 条の 2 第 1 項に規定する「大学の教育研究上の目的を達成するため」に設置されるものであること。

(5) 地方独立行政法人法第 77 条の 2 第 2 項に規定する「学校教育に関する専門的事項」とは、公立大学法人が設置する大学附属の学校の教育課程、学習指導、教科書その他の教材の取扱い、研修等に関する事務について、教育の専門的分野としてその処理に相当の専門的知識技能を必要とするものがあることを踏まえ、これらの事務分野に属する事項を指すものであること。

(6) 公立大学法人が設置する大学附属の学校には、国立大学法人が設置する学校と同様、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）、義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）等については、適用されないものであること。

(7) 公立大学法人が設置する大学附属の学校の設置のための定款変更等の準備行為は、公布の日から行えるものであること。なお、第 6 次一括法附則第 2 条第 2 項の「その他の行為」には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項の認定等の準備行為も含まれるものであること。

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（公立大学法人制度関係抜粋）（条文）

別添 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（公立大学法人制度関係抜粋）（新旧対照表）

本件連絡先

<認定こども園制度関係>

内閣府子ども・子育て本部

電 話 : 03-6257-3095

F A X : 03-3581-2808

e-mail : kodomokosodate1@cao.go.jp

<地方独立行政法人制度関係>

総務省財務調査課

電 話 : 03-5253-5647

F A X : 03-5253-5650

e-mail : koudaihou@soumu.go.jp

<公立大学法人制度関係>

文部科学省高等教育局大学振興課

電 話 : 03-6734-3338

F A X : 03-6734-3387

e-mail : daigakuc@mext.go.jp

<大学附属の学校に対する初等中等教育に関する  
諸法令の適用関係>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

電 話 : 03-6734-4678

F A X : 03-6734-3731

e-mail : iinkai@mext.go.jp